

福井県レクリエーション協会規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は福井県レクリエーション協会と称する

第2条 (事務所)

本会の事務所を福井市花堂北2丁目17-3におく

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

本会はレクリエーションに関する活動を行うほか、他団体の支援、会員相互の技能向上、情報交換、親睦等を図り、よって県民の心身の健全な発達や余暇生活の充実に資することを目的とする

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う

- 1) レクリエーションの総合的な普及並びに支援
- 2) レクリエーション関連団体との連携
- 3) レクリエーション・インストラクターなどの有資格者の養成
- 4) レクリエーションに関する調査・研究・広報・啓発に関するここと
- 5) その他前条の目的達成に必要なこと

第3章 会員及び加盟団体

第5条 (会員)

本会の会員は次の者をいう

- 1) (公財) 日本レクリエーション協会の公認資格を持つ個人
- 2) 個人会員 (本会の目的に賛同し、事業に参加する個人)
- 3) 加盟団体 (本会の目的に賛同し、事業に参加する福井県レクリエーション協会に加盟する団体)
- 4) 名誉会員 (本会に特に功労のあった者で、総会で承認された者、ただし期間は選任後4年間以内とする)

第6条 (会員資格喪失)

会員が次の各号の一に該当した場合は理事会および役員会の議決を経て会員資格を喪失し、同時に退会するものとする

- 1) 本人の申し出
- 2) 本会の規約に違反したり名誉を傷つける行為と判断された場合
- 3) その他、日本レクリエーション協会の規定に準ずる

第7条 (加盟団体)

本会は市町村においてレクリエーション活動を総括推進する団体や、種目別・領域別団体、ならびに本会の主旨に賛同してレクリエーション活動をする団体などを加盟団体とすることができます

2 加盟団体は本会の規約を尊重しその目的達成に協力するものとする

第8条 (入会、退会)

加盟団体の入会及び退会は理事会において決定する

第4章 機関

第9条 (機関)

本会は第3条の目的を達成するために、総会、役員会、理事会などの機関をおく

- 2 総会は毎年度一回開催し、予算、決算、事業その他重要な案件を審議承認する
- 3 総会は委任状を含めて会員の3分の1の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもってする
- 4 役員会は正副会長、理事長、総務部長をもって構成し、重要且つ緊急の案件を総会に代わって審議し、決定することができる。その場合は直近の理事会もしくは総会において報告する

- 5 理事会は本会の業務全般にわたって審議し運営、実施にあたる。
- 6 理事会の構成は、会長、副会長、各理事とする
- 7 そのほか本会の事業推進のために特別に必要と認める場合は専門の委員会を設置することができる
- 8 本会の事務処理のために総務部を事務局とする
- 9 各機関の会議の招集は原則として会長が行い、会議の議長、進行はそれぞれの機関の長があたる

第5章 役員

第10条(役員)

本会は次の役員をおき、任期はいずれも2年とする

1. 会長 1名
2. 副会長 3名以内
3. 理事 30名以内
4. 監事 3名以内

第11条(選任)

会長、副会長、監事は理事会の選考を経て総会において決定する

- 2 理事は各部長が推薦した者を役員会が決定する。なお、理事には会長が推薦する者を認める場合もある
- 3 理事長は理事の互選により選任する
- 4 各部の部長、副部長は会長が委嘱する
- 5 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。なお、顧問の任期は2年とする

第12条(役員の進退)

役員の進退は本人からの申し出のほか、業務上の過失、規約違反その他役員にふさわしくないと認められる行為があるときは理事会の多数決をもって決めることができる

第6章 会計および会費

第13条(経費)

本会の運営は会員による会費並びに寄付金、助成金その他をもって行う

- 2 会費の額は別に定める

第14条(会計年度)

本会の会計年度は毎年4月から翌年3月までとする

第7章 規約の変更、付則

第15条(規約の変更)

本会の規約の変更は理事会の審議を経て総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する

第16条(付則)

本会の運営に当たって、本規約にない事項については別に定める細則によるものとする

- 2 細則の決定は理事会で行う

この規約は平成11年5月15日 制定施行
平成12年5月7日 一部改正
平成13年4月28日 一部改正
平成16年2月28日 一部改正
平成25年4月13日 一部改正
令和2年5月19日 一部改正